

保護者各位

延長保育について

1、利用について

保護者の勤務時間及び通勤時間を考慮し、やむをえない事情により、町長がその保育時間を延長する必要があると認められた児童を対象に延長保育を実施します。

2、利用時間について

保育標準時間…平日(月～金) 18:16～19:00 まで。

保育短時間…平日(月～金) 7:15～7:59 まで。16:01～19:00 まで。

(土 曜) 16:01～18:15

3、利用料について

- ・ 保育標準時間の場合は、19時までを200円とする。
- ・ 保育短時間の場合は、7時59分までを200円とし、16時01分以降は、1時間ごとに200円とする
- ・ 1月につきその合計が保育標準時間の場合は、3,000円を超えるときは月額3,000円とする。1月につきその合計が保育短時間の場合は、利用時間の合計です。(減免規定はありません)
- ・ 月末にしめ、翌月請求をします。
- ・ 延長保育料は、申し込みをされていなくても、保育標準時間では、平日は18時16分以後保育園にいた場合。保育短時間では7時59分以前及び16時1分以後保育園にいた場合として、延長保育料を徴収します。(申し込みは、必ず行ってください。やむをえない場合として、延長保育料を徴収します。)

4、延長保育の申込手続きについて

- ・ 延長保育を利用するにあたっては、原則として事前に申込が必要です。
- ・ 「延長保育申込書」に必要事項を記入し、保育園に提出をしてください。
- ・ 利用申込は年度内有効です。
- ・ 年度が変わり継続して利用される場合は、再度「延長保育申込書」に必要事項を記入し、保育園に提出をしてください。
- ・ 急に延長保育が必要になった場合は、申込書を提出されていなくても保育は行いますが、事前に連絡をしてください。

5、延長保育利用申込について

- ・ 延長保育を利用する日の予定表を毎月提出してください。
(予定が立たない場合は、利用日がわかり次第、事前にお知らせください。)
- ・ 利用日には、登園時に職員に連絡をしてください。
- ・ 利用日を取り消す場合
保育標準時間…15時までに、取り消しの連絡を入れてください。
保育短時間…朝の場合は利用日前日。午後の場合は15時までに、取り消しの連絡を入れてください。
- ・ やむをえず利用申込をする場合
時間は取り消し時間と同様です。申込の連絡を入れてください。
15時までに、利用の連絡を入れてください。

6、保育について

- ・ 登園時に申込をし、15時までに変更がない場合、または、15時までに申込をされたお子さんについては、18時15分から簡単なおやつを食べてお迎えを待ちます。

鏡野町立保育園・こども園

保護者 様

鏡野町子育て支援課長

「家庭ふれあいの日」の実施について

平素より、鏡野町立保育園・こども園の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鏡野町立保育園・こども園では毎週土曜日を「家庭ふれあいの日」として、可能な限りご家族と一緒に過ごしていただいています。そして、週末の家族とのふれあいの時間は、子ども達の「元気のもと」「がんばる力」となり、月曜日から園でいきいきと過ごすことに繋がっていると感じているところです。

さて、令和6年度の家庭ふれあいの日における保育（土曜日保育）につきましては、職員確保等の事情により、次のように実施することとなりました。保護者の皆様には、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【土曜日保育の利用ができる児童】

- ・ 家族の仕事のため保育が必要な児童
- ・ 家族が看護や介護などを行うため保育が必要な児童
- ・ 家庭の事情、その他の理由により保育が必要な児童

【土曜日保育を利用するには】

- ① 利用登録のため、『土曜日保育申出書』を 4月 6日（土）までに、ご利用の保育園・こども園に提出してください。
- ②登録後、利用したい週の木曜日の正午までに『土曜保育申出書』（A5サイズ）を提出してください。

【昼食について】

○副食（おかず）入りお弁当持参でお願いします。

薬服用依頼連絡票

《資料3》

(保護者記載用)

年 月 日 記入

※薬は、その日服用する分のみを薬服用依頼連絡票とともにナイロン袋に入れて、登園時に職員へお渡しください。

依頼先	鏡野町立 園 宛			
依頼者	保護者氏名	連絡先Tel		
	本人が手書きしない場合は、押印してください。			
	園児氏名	(男・女)	歳	カ月
病名(又は症状)				
主治医	【病院名】	【Tel】		
	【医師名】	先生		
(該当するものに○、または明記) ※薬本体とナイロン袋に名前を記入してください。				
(1) 持参した薬は 月 日に処方された 日分のうちの本日分				
(2) 園での服用を依頼したい期間 月 日 ~ 月 日				
(3) 薬の内容 抗生物質・喘息・整腸剤・かぜ薬・鼻炎・アレルギー薬・痛み止め 抗けいれん薬(坐薬)・点眼薬・その他 ()				
(4) 薬の種類と服用方法				
薬の種類	分量	服用する時間		服用・使用 方法
粉 薬	1回 包	食前・食後・食間 (時頃)		
錠 剤	1回 錠	食前・食後・食間 (時頃)		
水 薬	1回 ml	食前・食後・食間 (時頃)		
坐 薬	1回 個			
外用薬	使用回数	使用する時間	使用部位	使用方法
塗り薬	1日 回			
点眼薬	1日 回		両目・ 右目・左目	
その他	分量	どんな時に使用するか		使用方法
(5) 保管は 常温・冷蔵庫・その他 ()				
(6) その他の注意事項 ()				
(7) 薬剤情報提供書 (あり・なし) ※薬を長期間園に預ける場合は提出してください。				

園 記 載					
1日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
2日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
3日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
4日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
5日目投与者サイン	投与時刻	月	日	午前・午後	時 分
実施状況など					

※用紙は園で保管する為、投薬最終日または5日目の投薬日に返却してください。

主な感染症

《資料4》

医師が記入した意見書が必要な感染症		
感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱したあと 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3 日を経過するまで。）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染のおそれがないと認めるまで

○医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症		
感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

○その他		
感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿潤な病巣がある間	湿潤な病巣が露出しない
伝染性軟属腫（水いぼ）	いぼより浸出液が出ている間	浸出液が出ているいぼを覆って
アタマジラミ	シラミが付着している間	駆除対策を開始して

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱の時	<ul style="list-style-type: none"> * 発熱期間と同日の回復期間が必要 ・ 朝から 37.6°Cを超えた熱とともに 元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・ 24 時間以内に解熱剤を使用している ・ 24 時間以内に 38°C以上の熱が出ていた * 1 歳以下の乳児の場合(上記にプラスして) ・ 平熱より 1°C以上高いとき 	<ul style="list-style-type: none"> * 前日 38°Cを超える熱がでていない ・ 熱が 37.5°C以下で 元気があり機嫌がよい ・ 顔色がよい ・ 食事や水分が摂れている ・ 発熱を伴う発しんが出ていない ・ 排尿の回数が減っていない ・ 咳や鼻水を認めるが増悪していない ・ 24 時間以内に解熱剤を使っていない ・ 24 時間以内に 38°C以上の熱はでていない
下痢の時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・ 食事や水分を摂ると下痢がある ・ 下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・ 朝、排尿がない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染のおそれがないと診断されたとき ・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がない ・ 食事、水分を摂っても下痢がない ・ 発熱が伴わない ・ 排尿がある
嘔吐の時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ・ 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・ 食欲がなく、水分もほしがらない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染のおそれがないと診断されたとき ・ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ・ 発熱がみられない ・ 水分摂取ができ食欲がある ・ 機嫌がよく元気である ・ 顔色が良い
咳の時	<ul style="list-style-type: none"> * 前日に発熱がなくても ・ 夜間しばしば咳のために起きる ・ 喘鳴や呼吸困難がある ・ 呼吸が速い ・ 37.6°C以上の熱を伴っている ・ 元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食・水分が摂れない ・ 少し動いただけで咳がでる 	<ul style="list-style-type: none"> * 前日 38°Cを超える熱はでていない ・ 喘鳴や呼吸困難がない ・ 続く咳がない ・ 呼吸が速くない ・ 37.6°C以上の熱を伴っていない ・ 機嫌がよく、元気がある ・ 朝食や水分が摂れている
発しんの時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱とともに発しんのあるとき ・ 今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・ 口内炎のため食事や水分が取れないとき ・ とびひ 顔等で患部を覆えないとき 浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

保護者の皆さまへ

子育て支援課

保育園・こども園管理下における負傷等の医療費は「子ども医療費公費負担制度」は利用できません。

医療費は、日本スポーツ振興センター災害共済で！

万が一、保育園・こども園管理下において負傷等をおって病院等を受診する時は、保育園長、こども園長にご連絡ください。

園でのケガ等で病院を受診した場合は、「子ども医療費受給資格者証」を利用せず、医療機関の窓口でいったん請求される医療費の自己負担分をお支払ください。

後日、園を通じて手続きを行うことで、災害共済金（医療保険並びに療養に要する費用の4/10）が支給されます。

初診から治癒までの医療費に自己負担金+薬代が

- 1, 500円以上・・・日本スポーツ振興センター災害共済金の対象

※ただし、保険外診療の費用は対象になりませんのでご注意ください。

（時間外診療、救急外来費用、整骨院などでの治療用品などは保護者の自己負担）

- 1, 500円未満・・・保険証+子ども医療費受給資格者証を提示してください。（自己負担なし）

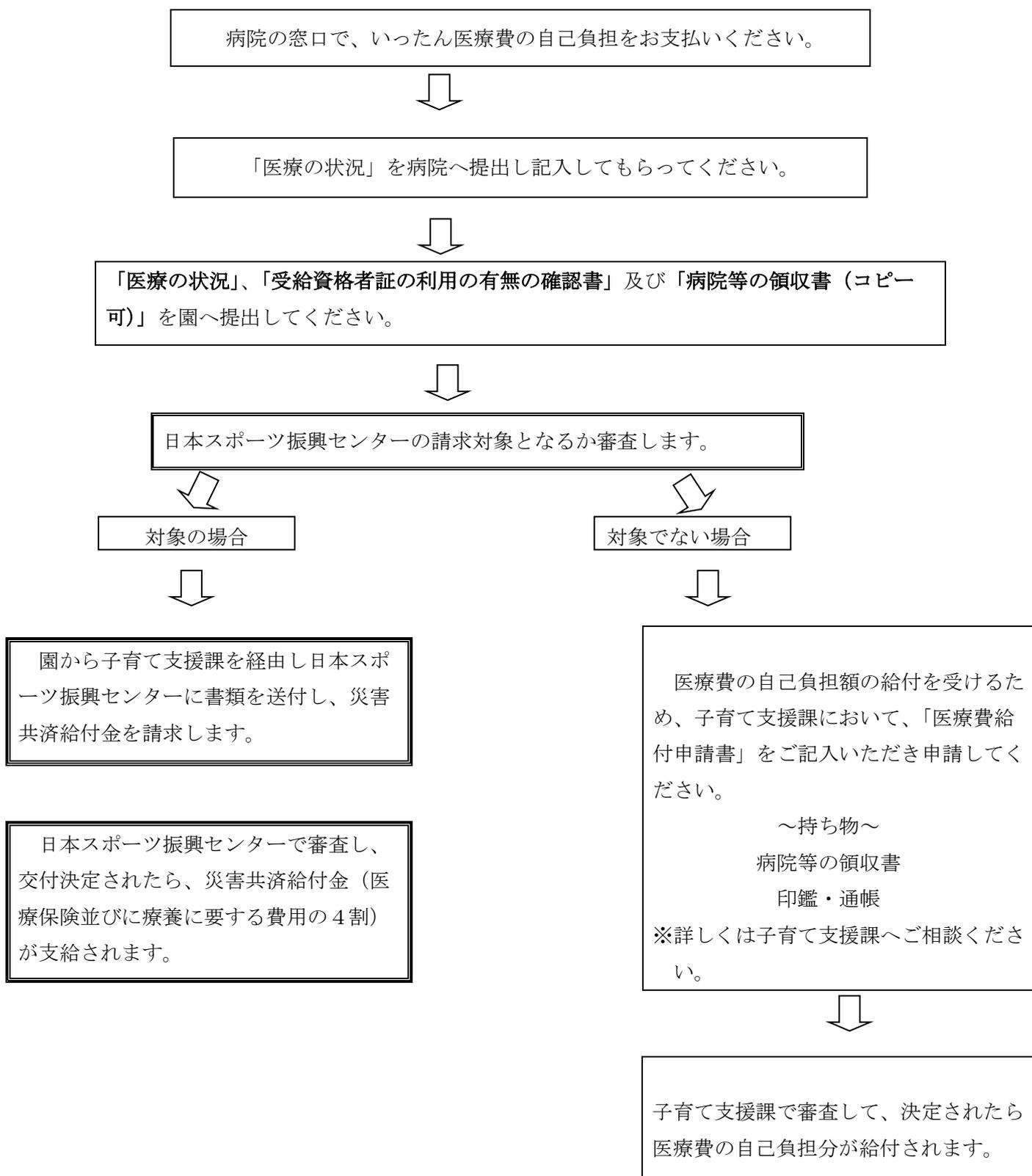
※医療費の自己負担を支払ったが、日本スポーツ振興センターの災害給付が認められなかった場合でも、病院等の領収書、印鑑、通帳をもって子育て支援課で手続きすると医療費の自己負担が還付されます。

※ただし、保険外診療の費用は給付になりませんのでご注意ください。

（時間外診療、救急外来費用、整骨院などでの治療用品などは保護者の自己負担）

ご不明な点がございましたら、園又は子育て支援課（54-2991）までご相談ください

保育園・こども園管理下においてケガ等をして病院で受診した場合のフォロー図



注1：園管理下のけがの診療で、初診から治癒までの間の医療費の総額が5,000円未満（1,500円未満の支払い）の場合は、子育て支援課において「医療費給付申請書」により自己負担分が給付されます。

注2：保険外診療の費用は、対象になりません。

（時間外診療などの救急外来費用・整骨院などでの治療用品などは保護者の自己負担）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について《資料 8》

子育て支援課

ご入園おめでとうございます。

鏡野町では鏡野町立保育園・こども園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、園長へ提出してください。（提出期限は ●月●日(●)です）

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和 3 年 1 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定してい

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症) (溺水) (・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎) (・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。）	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

* これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 240 円（鏡野町負担額 125 円） ※負担金額は年額です。

(きりとり)

同意書

鏡野町長 殿



貴町が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

年 月 日

保護者又は後見人氏名

* 本人が手書きをしない場合は、記名押印してください。

町立保育園・認定こども園 警報等発表時の保育受入判断の目安

鏡野町役場子育て支援課

令和3年10月 改正

令和4年 4月 改正

I 臨時休園・緊急引き渡しとなる目安

- ①岡山県北部、津山地域及び鏡野町に大雨（土砂災害、浸水）、洪水、暴風、暴風雪、大雪の警報・特別警報が発表されたとき。
- ②鏡野町に避難に関する情報、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発表されたとき。（対象区域内に施設がある場合に限る）
- ③地震が発生し、安全に保育等が実施できないと判断された場合。
- ④その他、町長が臨時休園と判断したとき。

II 臨時休園・緊急引き渡しの決定等

園長は近隣小学校の判断に準じ、子育て支援課と協議のうえ臨時休園及び緊急引き渡しを決定し、連絡網等により保護者へ早急なお迎えの連絡を行います。

I ①、②に該当

1 警報・特別警報発表時

避難に関する情報発表時（対象区域内に施設がある場合に限る）

（1）「警報」又は「レベル3（高齢者等避難）」発表の場合

発表時	保育園・こども園保育園部	こども園幼稚園部・一時預かり
午前6時の時点	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>平常どおり開園する</u> ○保護者に可能な限り登園自粛を依頼する 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>臨時休園とする</u> ○近隣小学校判断に準じて臨時休園を決定する
開園中に発表	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>平常どおり保育をする</u> ○可能な限り保護者へ早急なお迎えの連絡をする ○近隣小学校判断に準じて保育継続の可否を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保育を中止する</u> ○緊急引き渡しを決定し、保護者へ早急なお迎えの連絡をする ○近隣小学校判断に準じて保育中止の可否を決定する

(2) 「特別警報」又は「警戒レベル4（避難指示）以上」が発表の場合

発表時	保育園・こども園保育園部	こども園幼稚園部・一時預かり
午前6時の時点	<input type="radio"/> <u>臨時休園</u> とする <input type="radio"/> <u>非常時保育のみ実施</u> する	<input type="radio"/> <u>臨時休園</u> とする
開園中に発表	<input type="radio"/> <u>保育を中止</u> する <input type="radio"/> <u>非常時保育のみ実施</u> する <input type="radio"/> 緊急引き渡しを決定し、保護者へ早急なお迎えの連絡をする	<input type="radio"/> <u>保育を中止</u> する <input type="radio"/> 緊急引き渡しを決定し、保護者へ早急なお迎えの連絡をする

【非常時保育の要件】

- ・児童を保護する者が他になく、保護できないやむを得ない事情（発表時に災害対応、ライフラインの維持に係る仕事に従事しなければならない等）があること。
- ・保護者より非常時保育の申し出があること。

I ③に該当

2 地震発生時（概ね震度4以上の場合）

○開園前の場合

地震や余震が続き、危険な状況にある場合は臨時休園とする。

なお、施設の点検や近隣の道路、河川、家屋等の被害状況により判断し、午前8時までの時点で安全な状況が確認できれば通常の保育を行う。

○開園中の場合

被害や余震等の状況により危険と判断された場合は、児童の安全確保と避難を行うとともに、緊急引き渡しを決定し保護者へ早急なお迎えの連絡をする。

なお、状況判断により安全が確認できれば通常の保育を継続する。

I ④該当

3 その他

- 2 地震発生時に準じる